

外国人の方へ

外国人住民の住民基本台帳制度がスタート

市町村が、日本人と同様に、外国人住民に対し、基礎的行政サービスを提供する制度の必要性が高まっています。

このため、日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を図るための「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が本年7月9日施行され、同時に外国人登録法は廃止されることとなります。

また、入管法も改正され、新しい在留管理制度がスタートすることになっています。

◎外国人にも住民票を作成

現行の住民基本台帳法（以下「住民法」といいます。）が改正され、外国人住民についても住民法の適用対象に加えられることとなりました。

この結果、日本人と同様に住民票が作成され、日本人住民と外国人住民の住民票が世帯ごとに編成され、住民基本台帳が作成されることとなります。

外国人登録原票に基づき仮住民票を作成し、5月中旬に

対象者（世帯）へ送る予定です。それを確認し記載の内容に変更・修正がある場合は、市民課で手続きをお願いします。

※外国人の方が世帯主になることもできます。

◎外国人の利便性が向上

これまで住民法と外国人登録法の2つの別々の制度で把握していた複数国籍世帯（外国人と日本人で構成する世帯）に、世帯全員が記載された住民票の写し等が発行できるようになります。

住民基本台帳は住民に関する事務処理の基礎となるものであり、転入届などにより、国民健康保険など、各種行政サービスの届出との一本化が図られ手続きが簡素化されます。

法務大臣と市町村長との情報やりとりにより、外国人住民の方が法務省（地方入国管理局）市町村にそれぞれ届出するといった負担は軽減されるようになっています。

■お問い合わせ

市民課市民担当

（内線1233～1255）

改正法に関するQ & A

Q1 現在日本に在留している外国人は、何か手続きをしないと住民票は作成されないの？

A1 一定の条件を満たす外国人については原則手続きの必要はなく、外国人登録原票に基づき仮住民票を作成しますので、施行日までは外国人登録の手続きを正確に行ってください。

Q2 新規に入国した外国人はどのような手続きが必要？

A2 住所を定めた後、入国の際に空港等で交付された在留カード等を持参し、住所地の市町村へ転入の届出をしていただくこととなります。

Q3 日本で出生した外国人はどのような手続きが必要？

A3 外国人が日本で出生した場合には、14日以内に出生届を提出する必要があります。また、出生から30日以内に入国管理局で在留資格の取得の申請が必要です。

Q4 新しい制度では、引っ越しをした時には外国人も転出の届出が必要？

A4 本当です。現行の外国人登録法では、引っ越しをした際には転入先の市町村のみに居住地変更登録の申請をするだけでしたが、新制度では、外国人住民も転出地の市町村に転出届をして転出証明書の交付を受けた後、転入先の市町村で転入届をすることとなります。

Q5 外国人住民も住民基本台帳カードを利用できるようになるの？

A5 利用できるようになります。ただし、外国人住民の方が住基ネットに加わるのはさらに1年以内の予定ですので、住基カードを作ることができるようになるのもそれ以後になります。

総務省HP（外国人住民の住民基本台帳制度について）
法務省HP（新しい在留管理制度について）

詳しくは、上記ホームページでご確認ください。

国際交流してみませんか

ホストファミリー募集!!

姉妹都市である米国カリフォルニア州フェアフィールド市と交換留学生による相互交流を行っています。

今年も7月上旬から約3週間の日程で高校生と引率者の7名が韮崎市を訪れます。

日本を肌で感じたいと思っているフェアフィールド市の学生や引率者を、家族の一員として、ホームステイで受け入れてくださる「ホストファミリー」を募集しています。

日本にいながら多様な価値観や文化を共有できる、素敵な体験をしてみませんか？
受け入れに特別な準備はありません。

みなさんの応募をお待ちしています。

■期間【予定】

7月10日（火）～

7月30日（月）【21日間】

■募集家庭数

学生3家庭
引率者1家庭

■お問い合わせ・申し込み

企画推進担当内

国際交流実行委員会事務局

（内線3555～3575）

※今回受け入れにご協力を

いただけるご家庭につきましては、12月～1月に

予定しているフェアフィールド市への派遣学生選

考の際に優先させていただきます。

■応募締切

5月17日（木）

※直接、企画財政課窓口へ

お申し込みください。

..... 減災力の強いまちづくりを目指すために

1 減災力の強い家庭づくり 2 減災力の強い地域づくり 3 減災力の強い公共づくり

私たちは、東日本大震災から、地震など自然災害による被害を完全に防ぐことには限界があることを再認識しました。発災時に想定する被害を最小限に食い止める減災対策は極めて重要であります。このため、日頃から家庭、地域、行政その他関係機関が相互に連携し、市民一人ひとりが「自分たちの地域は、自分たちで守る」という、自助・共助の精神を高め、災害に対する意識を高め、訓練や備えにより減災力を高め、安心して暮らせるまちづくりを推進するために、3月議会において、次のように「減災力の強いまちづくり」宣言をしました。

市民の皆様には、家庭での備えや地域での訓練等に積極的に参加していただき、減災意識の向上に努めていただきますようお願いいたします。

自主防災組織の強化を目指して！地域減災リーダー育成講座を開催

■目的 東日本大震災の教訓から、災害から被害を最小限にするためには、日頃から皆様が自主的に減災への取り組みを行なう、自主防災組織が必要です。家族や自主防災組織の強化を行なうことを目的に、地域減災リーダーの育成を図ります。

■受講教材 減災研修基礎：「減災とは」東日本大震災の実態から学ぶ
普通救命基礎：救急救命の知識、止血、搬送
LCP応用：個人や家庭の減災力
ACP応用：小地域（組・班）の減災力
避難所運営：指定避難所の運営



■日 程

			5月		7月		9月		11月		2月	
			日	曜日	日	曜日	日	曜日	日	曜日	日	曜日
基礎	減災研修	昼	13	日	16	月	9	日	11	日	11	月
		夜	22	火	16	水	12	水	20	火	19	火
	普通救命	※下記、【普通救命講習日程表】参照										
応用	CLP 応用	昼	19	土	14	土	15	土	10	土	9	土
		夜	15	火	10	火	11	火	13	火	12	火
	ACP 応用	昼	20	日	22	日	17	月	18	日	17	日
		夜	23	水	25	水	19	水	21	水	20	水
	避難所運営	昼	26	土	28	土	22	土	25	日	23	土
		夜	24	木	26	木	20	木	22	木	21	木

●時間・会場 昼：13時30分～3時30分 夜：19時～21時（受付各30分前）
市民交流センター「ニコリ」1階会議室

※【普通救命講習日程表】

		5月		6月		7月		8月		9月	
		日	曜日								
峡北消防本部（葦崎）		20	日	20	水	22	日	22	水	16	日
北杜消防署（長坂）		19	土	17	日	14	土	19	日	15	土

- 時間／午前9時～12時
- 会場／峡北消防本部もしくは、北杜消防署
- 申込み／葦崎消防署 ☎23-1499 北杜消防署 ☎32-2508
※詳細については、峡北消防本部ホームページを参照ください。

※【認定試験日程表】

認定試験実施月	6月	8月	10月	12月	3月
実施日（曜日）	2日（土）	4日（土）	6日（土）	8日（土）	9日（土）

- 時間／午後1時30分～2時30分（受付30分前）
- 会場／市民交流センター「ニコリ」1階会議室
- 申込み／総務課防災交通担当（内線339・399）
- お問い合わせ／受講内容等：NPO法人減災ネットやまなし 23-5656
受講方法等：総務課防災交通担当（内線339・399）



震災ガレキの受け入れについて

ガレキの広域処理

昨年の東日本大震災では、想定をはるかに超える大津波により膨大な量の災害廃棄物が発生しており、被災自治体だけでは、処理しきれない量のガレキが山積みされており、復興の足かせとなっています。

こうしたことから、本市においても市民の皆様のご理解をいただくことを前提とし、協力できる部分は協力したいという意向を表明しました。ガレキ処理にあたっては、当然、市民の安全・安心を何より重視しなければなりません。ことから、安全性が確認されたガレキ処理についての見解であり、処理施設となる「峡北広域環境衛生センター」は、葦崎市・北杜市・甲斐市の広域組合で運営する施設であることから、現在、構成市及び組合において、受け入れの可能性について調査・検討を行っています。

ガレキの受け入れ条件

峡北広域環境衛生センターは、家庭から排出される一般廃棄物を対象とした施設であるため、分別・破碎処理がされていない震災ガレキの処理は困難と考えられますが、処理可能な程度まで前処理がされたものであれば受け入れは可能な状態となります。

また、高レベル放射能に汚染されていないガレキ（現在、峡北広域環境衛生センターで処理している一般廃棄物と同レベル）が受け入れにあたっての条件と考えられます。今後については、安全性が確認された段階で、説明会等により皆様のご意見を伺い、ガレキの受け入れ可否についての判断をすることとなります。

■お問い合わせ

市民課環境政策担当
（内線 131・132）

甘利山グリーンロッジが今年もオープン

「山梨百名山」のひとつでもある甘利山は、6月中旬から下旬にかけて、レンゲツツジの大群落によって山頂一帯が真紅に染まります。高山植物の宝庫としても知られ、夏から秋にかけては貴重な植物が咲き誇ります。また、山頂からは富士山やハケ岳など、大パノラマも望むことができます。千頭星山まで足を延ばせば、初心者向けのトレッキングも楽しめます。

自然観察やハイキングの拠点として、グリーンロッジをぜひご利用ください。

■開設期間 5月1日～10月31日

■お問い合わせ 商工観光課観光担当
（内線 213・214）

■利用申込 甘利山グリーンロッジ ☎090-8595-6141

■利用料金

施設	単位	使用者・部屋区分	使用料		摘要
			市内	市外	
大 部 屋 (相部屋)	宿 泊 (1人/1泊)	小中学校又は特別支援学校の児童及び生徒	300円	300円	
		高等学校の生徒	500円	500円	
		その他	1,000円	1,500円	
個 室	宿 泊 (1部屋/1泊)	4人部屋(5人)	6,000円	8,000円	
		8人部屋(9人)	12,000円	16,000円	
	休憩(1部屋)	4人部屋	2,000円	3,000円	
		8人部屋	4,000円	6,000円	
炊 事 場	1人分/1回		100円	100円	宿泊並びに個室で休憩される方は無料。
シャワー	1人/1回		100円	100円	
寝 具	1組/1回		300円	300円	

※宿泊者・部屋区分欄の（ ）書は、エキストラベット使用時定員とする。

※シャワーご利用の方は、タオルをご持参ください。

※宿泊者以外の炊事場供用時間は、10時から16時まで。

※炊事場のため、食材は各自ご持参ください。

※小学校就学前の乳幼児は、施設使用料無料です。



今年も実施
します!

12月まで 口座振替推進 キャンペーン

市税等は、蕪崎市で行うさまざまな事業、各種サービスのための貴重な財源となります。市ではその大切な市税等を納期内に自ら納めていただく自主納付を推進しています。特に口座振替による納税は、一度お申込みいただくこと、指定された金融機関から、納期ごとに自動的に引き落とされる、便利で、安心、確実な納入方法です。

4月から12月までを口座振替推進キャンペーン期間として、新たに市税等の口座振替申込み（新規の税目追加を含む）をされた方で、申込日の先着順に1,500名様ずつ、500円分のクオカードを進呈します。

納税者お一人に対して、一枚のクオカードとし、平成24年度の課税及び、これまでの滞納がないことを確認した後、に郵送します。なお、申込者が1,500人を超えた申込日の方は、抽選とさせていただきます。

※発送をもって発表に代えさせていただきます。

■対象税目

- ・市県民税（普通徴収）
- ・固定資産税
- ・都市計画税を含む
- ・軽自動車税
- （所有する全ての車両）
- ・国民健康保険税
- ・介護保険料（普通徴収）
- ・後期高齢者医療保険料（普通徴収）

■キャンペーン対象申込期間
12月28日（金）まで

■申込方法①

次の金融機関の窓口へ預金

通帳・口座届出印をお持ちになり、預金口座振替依頼書（蕪崎市内の金融機関窓口及び収納課にございます。）によりお申込みください。

■口座振替可能金融機関

- ・山梨中央銀行
- ・甲府信用金庫
- ・山梨信用金庫
- ・山梨県民信用組合
- ・梨北農業協同組合
- ・三井住友銀行 甲府支店
- ・ゆうちょ銀行（郵便局）

■申込方法②

次の金融機関のキャッシュカードをお持ちの方は、収納課の窓口へ設置してある受付機「Pay-easy（ペイジー）」でも口座振替の申込みができます。手続きには、キャッシュカードと暗証番号が必要です。

■Pay-easy対応金融機関

- ・山梨中央銀行
- ・甲府信用金庫
- ・山梨信用金庫
- ・山梨県民信用組合
- ・ゆうちょ銀行

※梨北農業協同組合及び、三井住友銀行 甲府支店をご利用の方は①の方法でお申込みください。

■訪問受付サービス

携帯型受付機「Pay-easy」を利用した口座振替の訪問受付サービスです。（Pay-easy対応金融機関のみ対象となります。）

収納課が提示する日程（平日の9時～16時30分）の中から、ご都合のよい訪問日時をお選びください。

指定日時に、収納課職員がご自宅へ伺い、口座振替の手続きを行います。

※キャッシュカードと暗証番号が必要となります。

※当サービスは、上記口座振替推進キャンペーンの対象となりますが、訪問は指定日となります。

■訪問範囲

蕪崎市内

今月の納税対象税目及び夜間・休日窓口の日程は、広報中央ページ「情報カレンダー」に掲載しています。または、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.nirasaki.lg.jp/art924>

■お問い合わせ

収納課

（内線161163～166）

3



収納課職員がご自宅へ伺い
口座振替手続きを行う

2



日程を調整する

1



収納課へ電話をかける

手続きは5月22日(火)までに 軽自動車税の減免申請

身体等に障がいがあり、【表1】・【表2】に該当する方は、軽自動車税が減免になります。(ただし、普通自動車で減免を受けている方は対象になりません。)

また、一人暮らしで障がいのある方の所有する軽自動車などで、通学・通院のために常時介護をする方が運転する場合も対象になります。

■減免の手続き

◇昨年度申請をした方

昨年度に減免の申請をされた方は、本年度以降申請内容に変更がない限り、毎年度申請する必要はありません。(昨年度の内容に変更があった方は、改めて申請が必要です)

◇今年度新たに申請する方

軽自動車税の納税通知書が届きましたら、5月22日(火)までに税務課窓口で手続きを行ってください。

■手続きに必要なもの

*本人運転の場合

- ①軽自動車税の納税通知書
- ②身体障がい者手帳、戦傷病

者手帳のうち該当するもの(複数ある場合は全て)

③運転免許証(本人のもの)

④車検証

⑤印鑑

*家族運転・常時介護者運転の場合

①軽自動車税の納税通知書

②身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のうち該当するもの(複数ある場合は全て)

③運転免許証

(運転する方のもの)

④車検証

⑤印鑑

⑥(家族運転の場合)

減免資格生計同一証明書(常時介護者運転の場合)

減免資格常時介護証明書

お問い合わせ

税務課市民税担当
(内線1533~155)

福祉課障がい福祉担当
(内線1822・1833)

表1 軽自動車税減免対象者の障がいの範囲

障がいの区分	障がいの級別		
	本人運転の場合 (障がい者本人が所有する車を本人が運転)	生計同一者運転又は常時介護者運転の場合	
身体障害者手帳【赤色】	視覚障がい	1級~3級・4級の1	
	聴覚障がい	2級・3級	
	平衡機能障がい	3級	
	音声機能障がい	3級 (喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限り)	
	上肢不自由	1級・2級の1・2級の2 (両上肢の障がいのみ対象)	
	下肢不自由	1級~6級	1級~3級の1 (両下肢の障がいのみ対象) (3級の1は欠損に限る)
	体幹不自由	1級~3級・5級	1級~3級
	幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級・2級 (一上肢にのみに運動機能障がいがある場合を除く)
		移動機能	1級~6級
	心臓・腎臓・呼吸器膀胱又は直腸・小腸の機能障がい		1級・3級
免疫・肝臓機能障がい		1級~3級	
戦傷病者手帳【黒色】	視覚・聴覚平衡機能障がい	特別項症~第4項症	
	音声機能障がい	特別項症~第2項症 (喉頭摘出による音声機能障がいの場合に限り)	
	上肢不自由	特別項症~第3項症	
	下肢不自由	特別項症~第6項症及び第1款症~第3款症	特別項症~第3項症
	体幹不自由	特別項症~第6項症及び第1款症~第3款症	特別項症~第4項症
心臓・腎臓・呼吸器膀胱又は直腸・小腸機能障がい	特別項症~第3項症		
療育手帳【紺色】	障がいの程度 A		
精神障がい者保健福祉手帳【緑色】	1級		

表2 軽自動車等の運転手、所有者及び使用目的の範囲

運転手	障がい者本人の状況		車の所有者	使用目的
障がい者本人			障がい者本人	目的は問わない
障がい者と生計を一にする者(家族等)	療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている 上記以外	障がい者が18歳以上	障がい者と生計を一にする者(家族等)	身体障がい者の ・通院・通学・通所 ・通勤・生業に使用する。 (1年を通し、週三日以上 もしくは総使用日数が、 走行距離数の50%以上)
		障がい者が18歳未満	障がい者と生計を一にする者(家族等)	
障がい者を常時介護する者	世帯全員が身体障がい者等		障がい者本人	

*生計を一にする者・常時介護する者とは、市で「減免資格証明書」を交付された方になります。